

市役所や区役所でできること

相談ごと	制度の名称	内 容	必要なもの	問合先 電話・FAX番号	備 考
廃棄物の処理費用は免除されますか	一般廃棄物処理手数料の減免	天災等により生じた廃棄物の処理については、泉事務所にご相談ください。	り災証明	環境事業局泉事務所 TEL 803-5191 FAX 803-7951	
水道料金、下水道料金は免除されますか	水道料金、下水道料金の減免	床上浸水の被害を受けられた方に減免制度があります。	り災証明	水道局泉営業所 TEL 800-1991 FAX 801-2611	
市民税の支払いは免除されますか	市民税の減免	災害によって住宅又は家財の一定割合が滅失又はき損した場合、その被害の割合に応じて今年度の市民税・県民税の一部又は全部を減免します。(所得要件もあります。)	り災証明 印鑑	区役所税務課市民税担当 (3階304窓口) TEL 800-2351 FAX 800-2509	風水害・震災の場合も該当。減免申請書は区役所
固定資産税の支払いは免除されますか	被災によって損害を受けた家屋に係る固定資産税の減免	固定資産の損害の一定割合に応じて、今年度の未到来時期の固定資産税の一部又は全部を減免します(損害を受けた固定資産に係る分に限り)。)	り災証明 印鑑	区役所税務課 家屋担当 (3階302窓口) TEL 800-2365 FAX 800-2509	風水害・震災の場合も該当。市税減免申請書は区役所
市税の支払いは猶予されますか	市税の徴収猶予	災害を受けたため、市税の支払が困難となった場合に、1年以内の期間に限り徴収を猶予します。	り災証明 印鑑	区役所税務課納税担当 (3階303窓口) TEL 800-2371 FAX 800-2509	風水害・震災の場合も該当。徴収猶予申請書は区役所
本市が行う融資制度に必要な書類の交付手数料	印鑑登録証明書の交付手数料の免除	被災した方の救済措置として本市が行う融資制度に必要な場合、交付手数料を免除します。	り災証明	区役所戸籍課登録係 (2階201窓口) TEL 800-2345 FAX 800-2508	

相談ごと	制度の名称	内 容	必要なもの	問合先 電話・FAX番号	備 考
横浜市や日赤等から見舞金品が出ると聞きました	小災害見舞金品支給	消防署等から区役所に対して、災害の連絡があります。区役所等では現地を調査し、基準に照らして、支給の対象となることがわかった場合に、区役所、日赤、区社会福祉協議会から見舞金品等をお配りします。	特になし	区役所福祉保健課 事業推進係 (2階208窓口) TEL 800-2411 FAX 800-2513	見舞金品の支給は、泉区社会福祉協議会と合同で行います。
保育所の保育料は免除されますか	保育所保育料の減免	床上浸水の被害を受けられた方は、保育料を3か月減免します。	り災証明	区役所サービス課 (区役所2階211~214) TEL 800-2447 FAX 800-2513	
国民健康保険料・介護保険料の支払いや、自己負担金の支払いが困難です	国民健康保険料・介護保険料の減免	火災により家屋、事業所得の資産が20%以上被害を受けた場合、水害では床上浸水の被害を受けた場合、国民健康保険料・介護保険料を減免します	国民健康保険証・介護保険証・り災証明・印鑑	区役所保険年金課 (区役所2階205窓口) TEL 800-2427 FAX 800-2512	風水害・震災の場合も該当
	国民健康保険・介護保険の自己負担金に関する減免	火災により、自己が常時居住の用に供していた建物が半壊半焼以上の損害を受けたとき、医療費の自己負担金を減免します	国民健康保険証・介護保険証・り災証明・印鑑	区役所保険年金課 (区役所2階205窓口) TEL 800-2425 FAX 800-2512	風水害・震災の場合も該当
国民年金保険料の支払いが困難です	国民年金保険料の申請免除	天災(火災を含む)その他厚生労働省令で定める事由に該当し、保険料を納めることが著しく困難である場合、保険料が免除されます	年金手帳 り災証明	区役所保険年金課 (区役所2階206窓口) TEL 800-2421 FAX 800-2512	風水害・震災の場合も該当
被害後の消毒の相談です	災害防疫(消毒薬剤の配付)	水害、地震などにより家屋に浸水被害が生じた場合、感染症の発生防止のため、浸水世帯ごとに消毒薬剤を配付します	特になし	区役所生活衛生課 (区役所3階313窓口) TEL 800-2452 FAX 800-2516	原則として、床上浸水が対象です。床下浸水の場合はご相談ください。

相談ごと	制度の名称	内 容	必要なもの	問合先 電話・FAX番号	備 考
災害の状況を証明します	り災証明	火災その災害によって生じた被害の証明をします。	身分が確認できるもの	泉消防署警備課調査係 (区 役 所 2 階) TEL 801 - 0119 FAX 801 - 0119	被災の届出があったものについて、証明することができます

* 区役所内部の手続きは、り災証明のコピーで対応できます。取扱い時間は8:45～17:15です。

税 務 署 で 出 来 る こ と

相談ごと	制度の名称	内 容	必要なもの	問合先 電話・FAX番号	備 考
所得税は還付されますか	雑損控除	災害で生活用資産に損失が生じ、損失の金額が保険金によって補填された金額を上回る場合、雑損控除として所得税の確定申告をすると所得税が減額されます。	り災証明・損失額を証明する資料・源泉徴収票明書等	戸塚税務署 TEL 863 - 0011	詳細は税務署にお問い合わせください